

令和6年 第1回

南会津町議会臨時会
会議録

南会津町議会

令和6年第1回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 2月2日(金)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎報告第1号の上程、説明、質疑	5
専決第18号 工事請負契約の一部変更について(旧伊南小学 校等解体工事)	
◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
◎閉会の宣告	18
◎署名議員	19

令和6年第1回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程（第1号）

令和6年2月2日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
専決第18号 工事請負契約の一部変更について（旧伊南小学校等解体工事）
日程第 4 議案第 1号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第 2号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義 町長 佐藤一範 副町長

星 英雄	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
星 貴 夫	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから、令和6年第1回南会津町議会臨時議会を開会します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、渡部裕太君、14番、高野精一君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和6年第1回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところ、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、令和6年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に対し、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。また、現在も余震や避難所での生活などにより、多くの方が不安の中で過ごされていることと存じます。被災された皆様の安全と被災地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

町といたしましても、福島県と共に、富山県氷見市の災害支援を行っており、先月20日から26日までの7日間、被災住宅の罹災証明書関連の業務に応援職員2人を派遣したところでございます。今後も関係機関と連携しながら被災地域の支援に努めてまいります。

それでは、2点発言をさせていただきます。

まず、1点目ですが、令和5年第4回議会定例会で提案をいたしました議案第60号 工事請負契約の一部変更について、(9) さゆり荘等解体工事の議案審議におきまして、アスベスト除去関係の資料提出の依頼があり、本日、お手元に配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

次に、2点目ではありますが、令和6年1月24日付けで議長に対し報告いたしました、令和5年12月22日に町から町民に支払った11月分の放課後支援事業スタッフ謝金2万3,850円につきまして町内の別の方の口座に誤って支払った事案が発生いたしました。誤送金した方から町に対し、連絡があったことから発覚したものであります。担当職員が支払先の住所を十分に確認せず、漢字表記が同一の方を支払先にして伝票を起票し、誤りに気づかないまま送金してしまったことによるものであります。本件につきましては誤送金をした方に謝罪をした上で、現金で返金をいただき、正式な支払者に令和6年1月19日に振り込みを行ったところでございます。

この件で、町は源泉徴収した所得税の返納金収納手数料1件、37円を負担することになりました。ご迷惑をおかけした皆様におわびを申し上げますとともに、信頼回復に向け職員一丸となっ

て取り組んでまいります。

なお、本件に対する職員への処分につきましては、懲戒処分の基準に該当しませんので、事案の公表のみといたしました。この場をお借りしておわびとご報告をさせていただきます。

○山内 政議長 ただいまの町長説明のとおり、ご了承願います。



◎報告第1号の上程、説明、質疑

○山内 政議長 議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、南会津町議会基本条例第10条の規定によって、質疑・応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について、専決第18号 工事請負契約の一部変更について（旧伊南小学校等解体工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、今臨時会に提出いたしました各議案等について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第18号 工事請負契約の一部変更について（旧伊南小学校等解体工事）をご説明申し上げます。

本件は旧伊南小学校等解体工事においてステンレスや鉄などの再利用可能な有価物の数量が確定し、数量が増加したことにより、請負契約を12万1,000円減額し、1億7,924万5,000円に変更するものであります。変更金額が100分の5以内、かつ300万円を超えないことから指定事項に基づき、専決処分をしたものであります。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第1号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第1号 南会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、本籍地の市町村以外の指定市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の制度が令和6年3月1日から開始されることから所要の改正をするものであります。

制度の主な改正内容といたしまして、1点目は、戸籍証明書等の広域交付により、現在は本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が本籍地以外の市区町村窓口でも交付が可能になるための改正、2点目は戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行で、行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わって行政機関が戸籍及び除籍電子証明書をダウンロードするのに必要となる電子証明書提供用識別符号の発行を可能にするための改正、3点目ではありますが、これまでの届出書原本の写しではなく、法務省の戸籍情報連携システムから出力した届出書等の画像データを届出書等情報内容証明書として交付、閲覧が可能となるための改正となっており、戸籍謄本等の交付手数料等につきましては地方自治体の条例で定めることになっているため、制度の改正に合わせて、国の政令で定めた金額に条例を改正するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博君 内容というか、結論的にはいわゆる本籍地以外で交付を受けられるということなんですが、私的には手続的に曖昧なところがあって、これを明確にしたいということで質問をさせていただきます。

本条例の説明書の中で、本籍地の市町村以外の指定市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求が開始されると、こういうことなんですが、ここで言う指定市町村長というのは、誰がどういう形で指定するのか、ちょっと教えていただきたいです。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

指定市町村長ということで、誰が指定するのかということでございしましたが、法務大臣が指定する市町村長とことになっております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博君 法務大臣が、いつ、どういう形で指定するか、教えてください。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

戸籍法の一部改正、これは令和元年5月31日、法律第17号で法律の改正がございまして、その中で法務大臣が指定する市町村長ということになっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博君 私が思うには、いわゆる法務大臣が既に指定市町村という形で明確に条文化するための指定は置いているんだと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 中身について、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博君 休憩の必要ありませんが、ここで今、町長がいわゆる提案理由を説明したわけですが、提案理由の内容を聞くと本籍地以外の市区町村の交付が可能になることからというに言っています。ということは、いわゆる本籍地以外でも交付を受けられるよ、請求できるよとい

うことですね。できるよということを議会にかけるということは、既に法務大臣は指定町村をもう指定しているんだと私は理解するんですが、そのところを後で確認していただければ結構でございます。

○山内 政議長 議長から申し上げますが、9番議員、確認だけでよろしいんですか。報告は要らないんですか。

○9番 湯田芳博君 要らないです。

○山内 政議長 じゃ、議長から申し上げます。

執行部のほうで確認をお願いいたします。

副町長。

○佐藤一範副町長 ご指摘された中身につきましては、執行部のほうできちんと確認をさせていただきます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博議員、よろしゅうございますか。

○9番 湯田芳博君 はい、了解。

○山内 政議長 そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第2号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 次に、議案第2号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,082万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億4,456万5,000円とするものであります。

歳入からご説明申し上げます。

第11款地方交付税は、令和4年度国税決算の上振れと令和5年度国税収入の増額補正に伴い、令和5年度普通交付税の再算定により追加交付された7,290万3,000円を計上するものであります。

第15款国庫支出金は、国の経済対策として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,791万7,000円の計上であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、再算定された普通交付税のうち令和6年度及び令和7年度の普通交付税算定で見込まれる臨時財政対策債の償還額分として先に交付された3,502万1,000円を減債基金へ積み立てるものであります。

第3款民生費は、国の制度に基づき、住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するため4,749万6,000円を計上するほか、国の低所得者の子育て支援を町独自の事業として拡大し、長引く物価高騰の影響を踏まえ、町の将来を担う子供たちの笑顔を増やし、豊かな成長を願い、18歳以下の町民1人当たり5万円を給付するスマイルプラス給付金事業を実施するため、7,799万8,000円を計上するものであります。

第14款予備費であります。歳出との関連で30万5,000円の増額であります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義君 一般補正の7ページをご覧いただきまして、この中で資料もここに頂いているわけですが、スマイルプラス給付金給付事業について、ご質問したいと思います。

目的等については資料の中にありまして、非常に若い人にとっては助かるということになると思います。そこで、この事業は資料の中身は町というようなことになっているんですが、国の関係として名称がこういう名称になっているのか、この名称自体がいつできて、継続性があるのか、あと財源として見るところ、地方交付税の追加分ということで一般財源として支出するようになっておるわけなんですけど、今後の給付事業として、追加というようなことでの一般財源化の支出で、今後継続となる場合はそのような財源の内容でできるものか、その辺を伺いたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

まず、この事業についてご説明させていただきますが、これにつきましては、国の補正予算で成立された事業でございます。まずは根底には、低所得者支援給付金ということで、低所得者向けへの給付金、国の補正予算を活用して行うというのがまず根底でございます。

さらには、その対象者を拡大いたしまして、町長説明にもございましたとおり、まず、一般財源を活用いたしまして、今ほど申し上げました低所得者の世帯の子供たちを対象とした場合は対象者が119人でございます。お手元にお配りした資料にもございますとおり、国の制度を活用した場合は低所得者の子供ということで119人、さらには町の一般財源を活用して18歳以内の子供たちに広く町としてこの事業を実施するというので、先ほどご質問いただきましたとおり、この名称につきましては対象者を拡大して、どちらかというと町独自に実施するというような思いもございまして、名称も町で考えいたしました。担当、係のほうでいろいろ案を出し合って、広く子供たちに交付をして、この春に笑顔が増える交付金になってほしいというような思いもありまして、スマイルプラスというような名称を名づけたところでございます。

繰返しになりますが、国の制度を活用しながら対象者を町独自に広げて、その思いをこの名称に込めてこのような事業を組み立てたということでございます。

今後の継続性につきましては、今回根底にはまず国の事業があるということで、担当課といたしましては、今年度限りの事業ということで実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義君 内容分かりました。

場合によっては、一過性、単年というようなことになるということで見てもよろしいでしょうか。

また、先ほど申し上げましたが、追加の交付金からの一般財源というようなことでの非常に少ないような、一過性であればそれでも構わないのかなというふうに思いますが、それがまた一部継続というようなことになれば、財源としてはやはりこのような、同じような方向ではちょっとやっつけられないのかなというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えを申し上げます。

今回の事業については、国の制度準じて単年度事業ということでの考え、先ほど担当課長の答弁のとおりです。これについて、町として子供さんを育てる保護者のことを考えた場合に、所得の少ない方だけでいいのかというところがありまして、今回は町としての判断、これについては子育てを広く支援したいという意味で対象者を大きく増やしたところがございます。1,431の方が町の単独の制度で、独自の制度で増えたというふうにご認識いただきたいと思います。

これらを毎年継続というのは、議員おっしゃるように、財政的な負担が非常に大きいということもございますので、現在のところ、国の交付金を活用した事業ということで単年度の事業というふうに認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次君 それでは2点ほど質問させていただきます。

価格高騰緊急支援交付金事業について一昨年12月議会で、私均等割課税のみの世帯にも物価が全て上がっているんだから、給付すべきだという提案をして、昨年5万給付が実施されました。そして、この物価やエネルギー価格高騰の影響が生活費負担感の大きい世帯に対する10万円の給付というのは、時流を得た非常によいものだというふうに感じました。そこで、支給対象者の確認ですけれども、これはどのような形で行いますか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

今回の給付金の対象者でございますが、国の基準により実施するものでありまして、令和5年12月1日において南会津町に住民登録のある世帯で、令和5年度分の住民税が全員均等割のみ課税されている世帯という、住民税均等割のみ課税世帯ということで実施をいたします。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次君 それは分かりますけれども、その拾い出しというか、対象者の拾い出しというのは、令和5年に途中で均等割課税だけになるなんていうことはないんだろうと思うんですけども、3月の申告があって、令和5年度は所得割課税はされません。全てが均等割課税のみされている人というのは、もうデータとして出ている、そこを拾い出すということ、その人たちを対象とするということによろしいですか。

○山内 政議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 それではお答えいたします。

議員おただしの件につきましては、対象者の世帯の内訳、どうやって算出したのかというご質問だと思います。

まず、住民税に関しましては毎年1月1日の現在の住所のある方に対して課税されるということになっております。今回の内訳ですけれども、基準日は令和5年の12月1日ということなんですけれども、まず初めに令和5年の1月1日現在に住所があって、それで町の税務情報に基づいて課税される方は443世帯という状況になってございます。その後、転入された方、つまり1月2日から基準日の12月1日までに転入された方につきましては、町に税務情報がありません。つまり1月1日現在ではよその町村で課税されているということになっておりますので、ここの部分については、あくまでも見込みということで計上させていただいております。その見込みの計上でございますけれども、結論からいけば、17世帯ということで、この17世帯と先ほどお話ししました443世帯、合わせて460世帯が今回の内訳ということで計上させていただいております。

ちなみに、この17世帯でありますけれども、1月1日現在、町内の全世帯6,421世帯あるわけなんですけれども、そのうち均等割のみ課税されている世帯は先ほど申し上げました443世帯、つまり全体の6.9%という状況になってございます。これに対しまして、1月2日から10月1日までに町内に転入された方は全体で230世帯、となっております。ですので、この転入世帯に当初の均等割課税世帯の6.9%を掛け合わせますと、15.87世帯ということになっておりますので、1世帯のプラスアルファを合わせて17世帯で、当初の1月1日現在の課税世帯443世帯を合わせましてトータルで460世帯という対象者の算出をしたところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次君 了解しました。

あと、この資料の中に3月上旬に対象世帯に通知を発送、以降、随時給付金を支給とありますが、これは振り込む形になるんだろうというふうに思いますが、この方たちは通知をもらう、新たに対象者ですという通知のみで申請の必要はないということによろしいですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

ちょっとスケジュールの中でも3月上旬に世帯に申請通知をいたしまして、申請書を提出していただいて順次支給というような形になりますので、ちょっとスケジュール的には3月いっぱいというのはなかなか厳しい状況にありますので、事業的には繰越しをさせていただいて、最終的には5月下旬あたりまでに事業を完了したいというようなことで考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次君 この事業スケジュールで、この後、スマイルアップのほうもいきますけれども、その中には、申請、あなたが対象者ですと送るところに切手代が封筒代とか、2通分その世帯掛けるというふうになっていたの、こちらは対象世帯通知を発送だけなので、返送は求めないでもできるのかなというふうに感じたので、今質問させていただきました。

そして、申請が必要ということであれば、その申請には昨年やったのと同じように通帳のコピーとか、マイナンバーとか、本人確認等々の添付書類が必要ということで、それは変わらないですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

申請から支給事務に関しましては、去年行ったように、口座の確認も必要でございますので、コピーをつけていただくというようなことと、前回と同じ口座であればそこにチェックをしていただいて、変更があればコピーをつけていただくというような流れになっております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次君 できるだけ99%、100%の方に支給していただきたいと、支給すべきものというふうに思いますが、通知をしても返送がないという場合にやはり何らかの手だて必要なんだろうと、前回の例を見ますと、その辺はどうですか。ぜひ支給率を大幅にアップしていただきたいというふうに思いますが。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

前回の議会の中でも健康福祉課長がお答えしたように、勸奨の通知を差し上げたり、それからそれでも電話であったり、それから職員の訪問等を行って申請書の回収に努めたいということで考えております。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次君 勸奨通知、何度も出したということもありましたので、ぜひとも訪問するなり、直接対応して、何に困って申請できていないのか、申請しないのではなく、できていないということも考えられるので、その辺もぜひ進めていただきたい。

あと、この事業も申請辞退ということは申出があれば可能ということによろしいですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 申請書の中には辞退ということであれば、申請書の中で回答していただくようになると思いますので、辞退ということであれば、そこにチェックをして提出していただくというような形になると思います。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次君 それでは、スマイルプラス給付金事業についてであります。町独自の事業で大きく広がったということで目的はすばらしく感じておりますが、この内容のところ、3点目、基準日以降の新生児については、要申請とするとありますけども、この基準日以降の新生児、これはどこまでに誕生した期限といいますか、誕生期限、これはありますか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

今年度までに生まれた子を対象にするということでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次君 とすると、3月31日までに誕生したということですね。分かりました。

対象者の記載の中で、支給方法ですね。先ほどちょっとお聞きしたんですけども、申請が必要、所得の多い人とか、そういう人たちが申請が必要ということでもありますけども、それら、別に18歳以下の子供たちということであれば、申請なくても、申請ないと把握ができないということですかね。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

まず、結論から申し上げますと、把握ができない状況でございます。と言いますのは、本町、児童手当につきましては、児童手当のシステムで児童手当を支給しているところでございます。ご承知のとおり、公務員におきましては各職場から支給されておりますので、本町のシステム上

にはございませんので、書類を申請していただいて、それを把握した後に支給するということをご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博君 これまでの説明あったんですが、私のちょっと知識不足なのかもしれませんが、住民税均等割課税世帯というんですけど、これがどうも分からないんです。何か個人情報を話しなくてもいい段階で説明つくような、何というんですか、区分できる状況というのをお話しできますか。

○山内 政議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

いわゆる均等割のみ課税世帯の要件というふうなお話だと思います。

こちらにつきましては、簡単な例で申し上げますと、例えば独り暮らしの方で、例えば給与収入のみであったという方に関しましては、大体年間100万円以下の方がこちらの要件に該当するという状況です。ちなみに65歳以上の方の独り暮らしの方、扶養も誰もいないというふうな場合ですと、給与収入で155万円以下の方が対象になるということで今代表的な例を申し上げさせていただきます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博君 これまで非課税世帯、物価高騰による緊急支援が行われたわけです。ここで今お話あったように、その中間点、そこから一歩進んで、また生活している方に支援をしようということで広がりが見えてきたんです。さらにはスマイル等々で子育ての世帯にも幅が広がったと、しかも一般財源を使うという、とても国の政策を基礎にしてベースにして町独自の政策が、何というんですか、うまく乗った形で今浸透しているんじゃないかなというふうな印象を受けたんですが、そこで質問しますが、いわゆるこれで一応の緊急的な措置は済まされるんですが、今後、こういうものを支えにして、どういった物価高騰に関する政策が展開されるか、お考えがあったらお聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

今回の事業については、ベースになるものが国の制度、さらにそこに上乗せをするという考え方でございます。限られた財源の中で行政運営をしていくということでございますので、今後さ

らなる国等からのそういった支援措置があれば積極的に検討してまいりたいと思いますが、別な視点で町単独でこれを動かせるかというところについては、現時点ではそこまでの考えは持っていないと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博君 今、話題になっているのは、いわゆる所得層の区分によって支援をしていくという観点であります。もう1点は、それだけではなくて、中身をよく見てみると、産業別の物価高騰に対するダメージというのはかなり大きなものがあるわけです。産業別で産業を衰退させてしまう、あるいは減退させるということになると、こういったいわゆる応急的な緊急的な措置が実は効果を生まなくなってしまう。こういう連動性が考えられます。ということは、こういう政策を打っているうちにどこに手当てをすれば、どこをちょっと応援すれば町の経済が回り、それが所得につながっていき、さらにはいわゆる物価高騰に対する耐久力がつくのか、このところを考えていく必要があると思うんです。

そこで質問なんです、このほかに国は今打ち出しているものを私はあまり知らないんですけども、この南会津町で今産業界、特に商店が閉鎖していくという事例が出てきているので、これらに対する認識はどこまで進められているか、お聞きをしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 伊南地域でも、大きな商店が1月で閉じたということで、非常に危惧すべき事案というふうに私も情報を受け取ったところでございます。

町内の事業所を見ますと、後継者がいなくて、これを機に店を閉じるというような流れが出てきているものというふうに認識をしております。商工会のほうの事務局のほうとも話してありますが、事業承継の在り方、そういったものも必要だというふうに感じております。

今、議員から大局的な視点ということでお話いただきまして、町としてもそれらについては注意深く情報収集しながら、必要な手を打っていく必要があるというふうに考えておりますが、現時点で具体的にお示しする中身などの検討は至ってございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博君 いわゆるこれから様々な町を取り巻く課題が勃発し、あるいはそれが変化をしていくんだろうと思うんですが、一番底辺に置くのはやはり生活力というか、そういう観点なんです。つまり1月30日、星野リゾートの社長の講演会もありましたが、収入がなければなかなか生活というのは成り立たない。これは互助関係とか、国や町の支援体制もあるんですが、まずは自立をしていくということがとても大事だと、自立をしていくその根本にあるのは、やはり

働く場所があって、生活を担うだけの収入が得られるということが前提なんです。

ですから、こういうことを考えていくと、この支援があつた支援やってくれた、あれがあつたから今日があるなというような協議をぜひ執行部で進めていただくことを期待して、私からの質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 すみません。先ほど、12番議員からのご質問で附属資料等一部誤りの答弁をさせていただきました。そこを訂正させていただきたいと思います。

先ほど、質問の中で新生児の要申請についてのご質問をいただきまして、その対象者、今年度というふうに私、お答えいたしまして、議員のほうから令和6年3月31日までかというところで終わったところでございますが、お配りした附属資料の中では対象者の欄ご覧いただきますと、出生予定令和6年4月1日までを対象とするというふうに記載してございますので、そちらのほう訂正させていただきたいと思います。

○山内 政議長 よろしいですか。

これは12番に対してですね。12番議員に対しての訂正ですね。

○湯田賢史健康福祉課長 はい。

○山内 政議長 12番、よろしいですか。

○12番 楠 正次君 はい。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本臨時会に付された事件は全て終了をしました。

以上で、会議を閉じます。

令和6年第1回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 渡 部 裕 太

署 名 議 員 高 野 精 一